

議 第 38 号

令和 3 年 2 月 19 日提出

熊本市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

熊本市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 26 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「署名押印して」を「署名して」に改める。

様式第 1 号から様式第 3 号までの規定中「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

サービスの宣誓における宣誓書への押印を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。